

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
三岡地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 29 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体
個人 30 経営体
法人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手が不足している
- 5 農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・圃場整備が実施され耕作放棄地も少ないが高齢化が進んでいるため、新規就農者を積極的に受け入れる。
 - ・かつてブランドとされていた「もも」についても新たな担い手の確保が必要な状況である。
 - ・農業研修生の受け入れを行い、将来の農業後継者の育成を目指す。

以上